

- 世帯員の預貯金口座に、給与、賞与、年金、仕送り金などが振り込まれた(入金された)場合に、記入してください。
- 世帯員全員の収入について世帯員ごとに記入してください。
世帯主の収入は[世帯主]のページに、世帯主の配偶者の収入は[世帯主の配偶者]のページに記入してください。
その他の世帯員の収入は[世帯主との続き柄[]]]のページに記入し、
[]内には世帯主との続き柄を記入してください。
- 収入は、税金や社会保険料などが引かれる前の金額を記入します。

1 日付欄

入金のあった日付を記入し、何月分の給与かを記入してください。

2 給与・年金

税引き前の収入額の内訳を「支給額」欄に、税金や社会保険料などの控除額の内訳を「控除又は納付額」欄に記入してください。賞与も同様に記入してください。

3 社会保険料

厚生年金保険料、厚生年金基金掛金や退職金等年金掛金、確定拠出年金の掛金は、それぞれ分けて記入してください。

4 財形貯蓄

該当するものを「○」で囲みます。複数ある場合は、「8」番以降の「控除又は納付項目」欄に分けて種類がわかるように記入してください。

5 借入金など

社員貸付制度や高額医療貸付制度などを利用して借り入れた金額など、給与・年金以外で振り込まれた金額は、「事業収入・賞与・その他の収入」欄に記入してください。

6 原稿料など

税込み額(天引きされる前の金額)を「支給額」欄に、その所得税(源泉徴収分)は「控除又は納付額」欄に記入してください。

年金以外の社会保障給付金(失業手当や生活保護費など)の入金があった場合は、「事業収入・賞与・その他の収入」欄に記入してください。

II 口座への入金(給与・年金等) 世帯主

※あらかじめ印刷されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

■ 月々の給与

日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1 15	本給(10月分)	293,200	税	3,830
2	扶養(家族)手当	20,000	住民税	16,000
3	住宅手当		健康保険料	15,856
4	通勤手当(6か月分)	63,050	介護保険料	2,640
5	時間外手当		厚生年金保険料	21,280
6	[]手当		雇用保険料	1,129
7	[]手当		財形貯蓄(年金・住宅・一般)	30,000
8			厚生年金基金掛金	8,000
9			財形貯蓄 年金	10,000
10				
11				
12				
13				
14				
給与総額		376,250	口座振込額	267,515

■ 年金

日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1	[]年金		介護保険料額	
2	[]年金		後期高齢者医療保険料額	
3	[]年金		所得税額及び復興特別所得税額	
4			個人住民税額	
5			国民健康保険料(税)額	
6				
7				
支給総額			口座振込額	

■ 事業収入・賞与・その他の収入

日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1	賞与(ボーナス)		所得税	
2			健康保険料	
3			介護保険料	
4			厚生年金保険料	
5			雇用保険料	
6			財形貯蓄(年金・住宅・一般)	
7 10	会社から社員融資借入れ	300,000		
8 10	原稿料	48,000	原稿料 所得税	4,900
9 10	児童手当	80,000		
10				
11				
支給総額		428,000	口座振込額	423,100

- 収入は、あらかじめ印刷されている「収入項目」に沿って、その内訳を記入し、収入から引かれる税金・社会保険料などは、あらかじめ印刷されている「控除又は納付項目」に沿って、その内訳を記入してください。
- あらかじめ印刷されている「収入項目」、「控除又は納付項目」に該当するものがない場合は、空いている欄に記入してください。
- 複数の勤め先から給与や賞与を支給されている場合は、勤め先ごとにそれらすべてを記入してください。
- 手持ち現金に動きがない口座への入金は、『家計簿』への記入漏れを起こしやすいので特に注意してください。

II 口座への入金(給与・年金等) 世帯主の配偶者

※あらかじめ印刷されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

■ 月々の給与

日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1 1	本給(10月分)	87,000	所得税	2,665
2	扶養(家族)手当		住民税	2,900

■ 年金

日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1 15	[厚生]年金	214,650	介護保険料額	5,800
2 15	[国民]年金	51,050	後期高齢者医療保険料額	800

■ 事業収入・賞与・その他の収入

日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1	賞与(ボーナス)		所得税	
2			健康保険料	
3			介護保険料	
4			厚生年金保険料	
5			雇用保険料	
6			財形貯蓄(年金・住宅・一般)	
7 1	家賃収入(10月分)	80,000		
8 26	教会託教堂 運営収入からの繰入れ(10月分)	20,000		
9 28	内職 和服仕立代	35,000		
10				
11				
支給総額		135,000	口座振込額	135,000

7 勤務形態がパートやアルバイトなどの場合

基本給(基本支給額)は「本給」に記入してください。

8 年金

種類を詳しく記入してください。なお、数か月分がまとめて入金された場合はその額をそのまま記入してください。

9 その他の収入

給与や賃金以外の収入が口座に入金された場合は、その都度できるだけ詳しく記入してください。

10 事業収入

事業からの収入は、そのうち家計に繰り入れた分だけを記入します。

11 内職収入

経費を差し引いた金額を記入してください。



給与・年金などを現金で受け取っている場合

- 受け取った日の「III 日々の収入と支出」の「現金収入」欄に、誰(世帯主との続き柄)の、何月分の、どのような収入かがわかるように記入してください。
- 給与・年金などは、税引き前の収入額の内訳を「現金収入」欄に、税金や社会保険料などの控除額の内訳を「支出」欄に記入してください。

■ 現金収入

収入の種類	金額(円)
1 世帯主 10月分 本給	293,200
2 扶養手当	20,000
3	
4	
5	

■ 預貯金の引当と預入

引出額の合計	預入額の合計
円	円

■ 本日の現金残高

本日の現金残高 (現金・預金・債権) - (借入金・負債)

■ 支出

支出の種類	金額(円)
3 所得税	3,830
4 住民税	16,000

日々の収入と支出

記入のしかた

- 日々生じる収入・支出を毎日記入してください。(Ⅰ・Ⅱ欄以外の収入・支出)
- その日の収入・支出の有無にかかわらず、毎日新しいページに記入してください。
収入・支出が全くない日は、その日のページに「支出なし」と記入してください。
- Ⅲ欄は、日付ごとに見開き2ページとなっています。
- 同じ日の収入・支出がページ内に収まらない場合は、次のページに同日の日付を記入し、
続きの内容を記入してください。
この場合、各ページに「現金収入」、「現金支出」欄の合計金額を記入してください。
- 購入した商品は、個々の品名を具体的に記入してください。
贈答用や離れて住んでいる親類や家族、友人・知人にあげるために購入した商品は、
「自家用以外」欄に「○」を記入してください。
- 11月に記入する『家計簿(11月分)』では、購入した商品ごとに、購入先・購入地域を「○」で囲んでください。

III

日々の収入と支出

日(曜)日

前日からの繰越金 (手持ち現金) 円

■支出

支払い方法: 該当する番号を○で囲んでください。

品名	支払い方法									金額及び用途	
	① 現金	② クレジットカード	③ デビットカード	④ 銀行振込	⑤ 郵便振替	⑥ 口座振替	⑦ 現金	⑧ 現金	⑨ 現金	金額(円)	用途
1	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
2	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
3	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
4	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
5	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
6	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
7	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
8	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
9	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
10	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
11	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
12	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
13	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
14	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
15	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
16	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
17	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
18	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
19	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
20	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
21	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
22	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
23	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
24	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
25	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										

支払い方法: 該当する番号を○で囲んでください。

品名	支払い方法									金額及び用途	
	① 現金	② クレジットカード	③ デビットカード	④ 銀行振込	⑤ 郵便振替	⑥ 口座振替	⑦ 現金	⑧ 現金	⑨ 現金	金額(円)	用途
26	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
27	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
28	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
29	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
30	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
31	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
32	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
33	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
34	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
35	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨										
現金支出の合計 円										円	

■現金収入

収入の種類	金額(円)
1	
2	
3	
4	

1 支払い方法について



クレジット・掛買い・月賦による購入の場合

クレジットカードでの購入など、購入代金の支払を、後日、「一括払い」または「分割払い」で行う場合が該当します。



電子マネーによる購入の場合

電子マネーで商品・サービスを購入した場合が該当します。

電子マネーは、精算方法の違いから以下の「プリペイド(前払い)方式」と「ポストペイ(後払い)方式」の2種類に分類されます。

プリペイド(前払い)方式

使用前にチャージする必要がある電子マネーで、チャージした金額の範囲内で商品・サービスを購入することができます。

例) Suica(スイカ)、ICOCA(イコカ)、PASMO(パスモ)、Edy(エディ)、nanaco(ナナコ)、WAON(ワオン)など

ポストペイ(後払い)方式

購入した商品・サービスの代金を後日まとめて支払う形式の電子マネーです。プリペイド方式のように使用前にチャージする必要はなく、クレジットカードのような使い方ができる電子マネーです。

例) PiTaPa(ピタパ)、QUICPay(クイックペイ)、iD(アイディー)など

※QRコードやバーコード等による決済サービスを利用した場合は、該当する決済方法の番号を「○」で囲んでください。
(例:クレジットカード払いや後日口座から引き落とされる場合は「クレジット・掛買い・月賦」の2を「○」で囲む。)



ポイントを使用した場合

購入代金の支払に、ポイントやクーポン券を使用した場合が該当します。

2 現金収入について

- 現金で受け取った収入は、右ページ下の「現金収入」欄に記入してください。給与や賞などの収入は、4ページの記入例のように、税金や社会保険料などが引かれる前の金額を、本給、通勤手当、時間外手当などに分けて記入してください。
- 現金と同様に使える商品券をもらった場合も、「現金収入」欄に記入してください。
- 上記の収入のほか、現金で受け取ることがある収入には、右記のものがあります。

※口座に入金された場合はⅡ欄に記入してください。

家賃収入

内職収入

キャッシングやカードローン・質入れなどの借入金

他人に貸した貸付金の返済

離れて住んでいる家族からの仕送り金

友人・知人からのせん別や香典・祝金

株式・債券の売却収入

買取店への売却・オークション販売で得た収入 など



商品券による購入の場合

全国百貨店共通商品券やQUO(クオ)カードなどで商品・サービスを購入した場合が該当します。この欄の商品券は、現金と同様に多様な商品を購入できる商品券やプリペイドカードなどが該当しますが、購入できる商品が限定されている図書カードやビール券などは該当しません。

※図書カードやビール券など購入できる商品が限定されている商品券やプリペイドカードなどは、その商品券を購入したときに家計簿に記入しますが、その商品券を使ったときは家計簿に記入する必要はありません。



デビットカードについて

金融機関のキャッシュカードで商品・サービスを購入した場合が該当します。デビットカードでは、商品・サービスの購入時にキャッシュカードの預貯金口座から代金の引落し(即時決済)が行われます。



口座間振込等について

預貯金口座から販売事業者の口座に代金を振り込んで商品・サービスを購入した場合が該当します。インターネット通販やテレビショッピングでの代金の口座間振込のほか、離れて住んでいる親類や家族の口座に世帯員の預貯金口座から仕送り金を振り込む場合もこれに該当します。

□座間振込を行う際に生じた振込手数料も併せて記入してください。参照 P.10



自分の店の商品を家計用として取り入れた場合

世帯または世帯員が経営する店舗で販売する商品を、自家用・贈答用に消費した場合が該当します。金額はその店舗での商品の販売額を記入してください。

3 預貯金の引出と預入

- 預貯金口座から現金を引き出した場合は、合計額を右ページ「預貯金の引出と預入」の「引出額の合計」欄に記入してください。
- 手持ちの現金を預貯金口座に預け入れた場合は、合計額を右ページ「預貯金の引出と預入」の「預入額の合計」欄に記入してください。

